



ヨウ

4

月号

No. 145



人口と世帯

	前月比
世帯数	1,440 (-1)
人口	5,766 (-4)
男	2,892 (-4)
女	2,874 (+1)

昭和58年2月末日現在
(住民基本台帳登録人口)

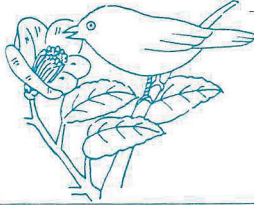
おもな内容

- 2.....4月10日は北海道知事・道議会議員選挙の投票日
- 3.....年金だより
- 4.....新入学(園)児を交通事故から守ろう
- 5.....目で見える青少年と家庭のしつけ
- 6~7...建築物の確認申請について
- 8.....りしりの博物誌
- 9.....あなたと保健室
- 10~11...保健だより
- 12.....郵便局・駐在所・防犯だより
- 13.....家庭における省エネ対策
- 14.....戸籍のうごき

交通事故死ゼロ記録 4月1日現在562日

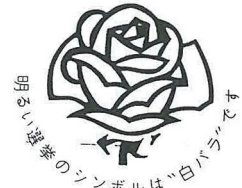
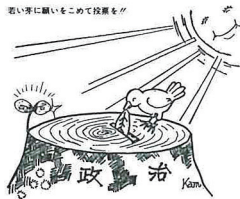
4月10日 北海道知事 北海道議会議員

選挙の
投票日です



- 。入場券は、届きましたかお確かめ下さい。
- 。投票日には入場券を忘れずにご持参下さい。

若い者に願いをこめて投票をが



四月十日は、北海道知事及び北海道議会議員選挙の投票日です。

あなたの清き一票をむだにしない明るく正しい選挙で、道政をまかせせる人を選びましょう。

投票日に不在の方 は不在者投票

不在者投票の期間は、告示日(昭和三月十六日)から投票日の前日(四月九日)まで、毎日(土・日、祝祭日も含む)午前八時半から午後五時までです。

不在者投票の場所は、役場(二階小会議室)及び仙法志支所です。

なお、不在者投票をしようとする方は、不在者投票に必要な手続用紙を、町選挙管理委員会事務局で用意していますので、印カンを忘れずに持参して下さい。

当日の投票は朝七時から町内九ヶ所です。いっせいに開始投票日(四月十日)は、午前七時から町内九ヶ所です。いっせいに開始されます。

投票所の閉鎖時間は午後六時です。

投票所をまちがわないで

入場券に投票の場所を書いてありますので必ず決められた投票所で投票して下さい。もしまちがって別な投票所へ行っても投票できませんのでご注意ください。

▼花火を打上げます

投票日には、投票開始時間と正午、午後五時の三回花火を打上げます。

▼問い合わせは町選挙管理委員会へ
不明な点、ご相談は町選挙管理委員会事務局まで(役場四)一三二四八番 支所五一一〇一一番)

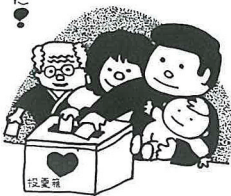
字を書けなくても投票できます

字を書けなかったり、字が書けない場合は、投票所へ行って申し出ると投票管理者が代理人を決めて、あ

なたのいう候補者名を投票用紙に書いてくれます。投票の秘密は絶対に守られます。安心して投票して下さい。

利尻町選挙管理委員会
利尻町明るい選挙推進協議会

ゆめを
希望の
あしたのために



交通事故死0 目標700日

達成日 昭和58年8月17日

スピード・ダウンで安全運転を

利尻町交通安全推進協議会

年 金

だより



■納め忘れの

保険料は今月中に

国民年金に加入のみなさん、保険料の納め忘れはありませんか。今月は昭和五十七年度分の保険料(昨年の四月から今年三月分まで)の最終納期となっていますので、納め忘れがないか、いま一度お手もとの納付書(領収書)をお確かめください。

国民年金に加入していても、保険料を納期限までに納めまないと、不測の事故があったときの障害年金や母子年金が受けられないとか、納め忘れがあると、老後のための老齢年金も受けることができなくな

ることがあります。

このようなことになってから後悔することのないように、保険料は日頃から納期限までに必ず納めるという心構えを持つことが大切です。



■四月からの保険料は

前納できます

国民年金の保険料は、四月分から翌年の三月分までを一括して前納できます。

こうすると、毎月ごとに納める手数もはぶけます。また、保険料も、分納なら年に、六九、九六〇円ですが、前納すると六八、二七〇円と、一、六九〇円の引きがあります。

もし、分からないことがありましたら、役場民生課国民年金係または仙法志支所へお問い合わせ下さい。

(民生課国民年金係)

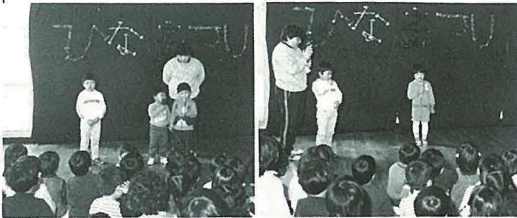
無年金者にならないためには!

これだけは必ず守って下さい!!



- 保険料の滞納はしないこと。
- 生活が苦しくて、保険料を納めることが困難なときは必ず免除の手続きをとること。
- 厚生年金など他の年金制度に加入した時や、やめたりした時は必ず届出すること。

三月三日 ひなまつり



カラオケ大会が行なわれ、北酒場など大人顔負けの唄で、友達からたくさんの拍手を受け、楽しい一日を過ごしていました。(沓形保育所にて)



去る三月二日、沓形漁協青年部(代表新浜秀一)が全道の代表として、全国漁村青少年婦人グループ活動発表大会に出場、「チエーン振り椎藻駆除施設の研究開発から十年の経過と現状について」(広報三月号登載)を発表。審査の結果、増養殖部門で、みごと農林水産大臣賞を受賞致しました。



全国漁村青少年婦人グループ活動実績発表大会に大臣賞、受賞!



新入学(園)児を交通事故から守ろう



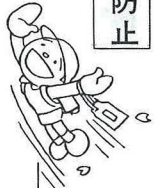
しかし子供の場合、新しい環境への適応力がなかなか伴いません。そのために、この時期は新入学児童の交通事故が心配されます。入学を前に、ご家庭で、交通ルールやマナーについて、お子さんと具体的な話し合をしてください。

新学期ももうすぐ、どのご家庭でも、希望に胸ふくらむ季節です。しかし、忘れてはならないのが交通事故です。とりわけ新入学を迎える子供たちは、通学しはじめると同時に、行動範囲はぐんと広がります。

子供の交通事故防止

お母さん

気を付けてあげましょう



新入学(園)児をお持ちのお母さんは、学校の行き帰りが、とくに心配でしょう。お子さんを交通事故から守るために、次の点には特に気をつけましょう。

通学路を実際に歩いてみよう

通学時間に合わせ、お母さんがお子さんといっしょに通学路を何回か歩いてみましょう。

そのうえで、信号の見方、正しい横断の仕方などについて、具体的に教えるようにしましょう。

また、同じ道でも、曜日や時間によって車の量や人通りなど交通状況が変わることも、あわせて注意しましょう。

余裕をもって登校させよう

就寝前に翌日の持ち物を準備させ、当日忘れものなどないようにしましょう。また、時間的にも十分余裕をもって送り出すようにしたいものです。

途中で忘れものに気がついて、

子供の死亡事故

主な原因

安全は
家庭の中から
しつけから

①とびだし (67.3%)

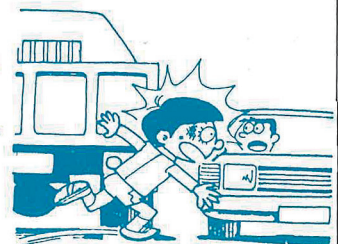


あわてて取りに戻ったり、遅刻しそうになって急いだりすることのないようにしましょう。

帰宅時間を約束させよう

学校が終わったら、寄り道をしないうで、まっすぐ帰宅させるようにし、帰宅時間を約束させ、しっかり守らせることも、交通事故を防止するうえで大切です。

②車の直前直後の横断 (23.4%)



⑤ひとり歩き (1.3%)



④路上遊戯 (2.6%)



③信号無視(3.1%)



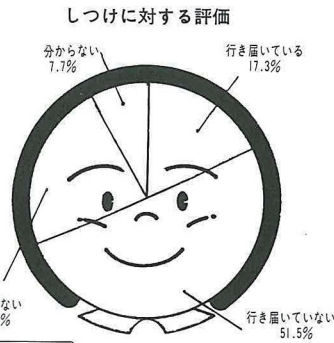
あなたは加入しましたか
ひと月一人30円

町民交通傷害保険に加入しよう!!

- ◎ 死亡100万円、けが5千~100万円の保障
- ◎ いつでも加入でき、手続きしたその時から資格が得られます。
- ◎ 住民課広報交通安全係、仙法志支所で受付けています。早目に加入手続きを

目で見る 青少年と家庭の しつけ

「昭和57年版青少年白書」から



最近、青少年の非行や校内暴力、家庭内暴力などの増加が、大きな社会問題となっています。

こうした中で、健全な青少年を育てるための「家庭におけるしつけ」——その実態と意識を見つみましょう。

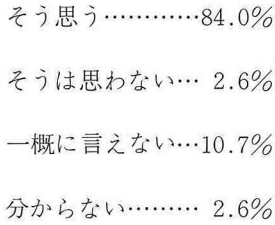
しつけに対する評価

「青少年を健全に育てるには、幼いころのしつけや家庭教育が大切」と思う親は八四%と最も多く、たいいての親は家庭教育が重要だと認識しています。しかし、社会一般の評価では、青少年の「しつけが行き届いていない」と思う人が約半数を占めています。

親は家庭での「しつけ」が大切とは思いつつ、なかなか手が届かないのが現状なのでしょうか。

しつけの重要性

「青少年を健全に育成するためには、幼いころの「しつけ」や家庭の教育が最も大切である」という意見がありますが、あなたもそう思いますか、そう思いませんか。強いて言えば、どちらに近いですか。



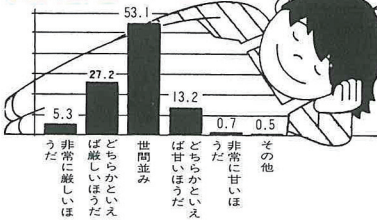
しつけの厳しさ

家庭でのしつけの厳しさについて見ると、「世間並み」と答えた親が過半数を占めています。が、「厳しい」と答えた親は「甘い」と答えた親よりも多くなっています。

一方、「物の買い与え方」について親と子の意識を比較すると、親は「必要以外の物は買いつけていない」と思っているにもかかわらず、子供から見ると、「どんな物でも買いつけてくれる」と感じる割合がやや多くなっています。

親は自分で思っているよりも、実際には子供に甘い態度をとっているようです。

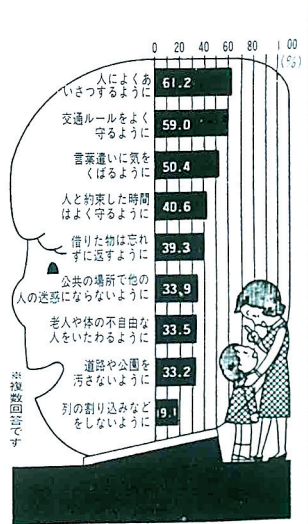
子供に対するしつけの厳しさ (%)



物の買い与え方 (%)

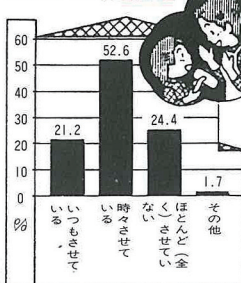


ふだんから言い聞かせていること



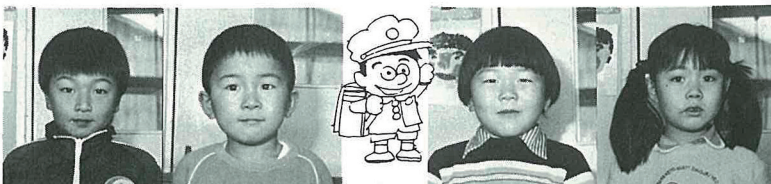
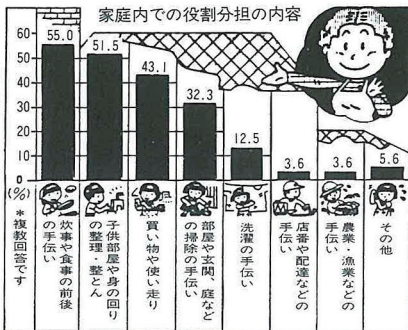
家庭内での役割分担

家庭内での役割分担



家庭内での役割分担について見ると、比較的、楽なものを中心となっている。

家庭内での役割分担の内容



建築物の確認申請について

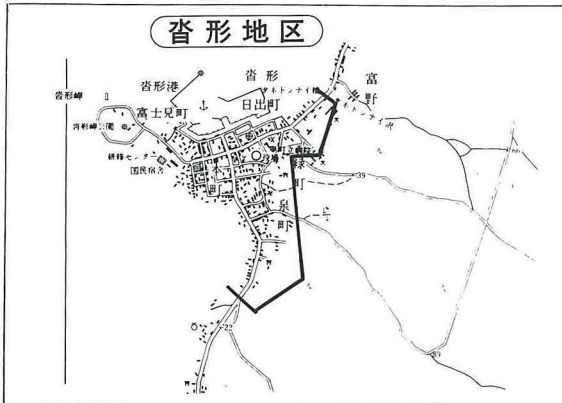
建設課

利尻町には、建築基準法に定められている区域があります。次の区域内に、建築物を新築、増築、改築、移転する場合には、事前に建築主事の確認を受けなければなりません。工事に着手する前に施工業者または役場とご相談下さい。

□確認を必要とする区域

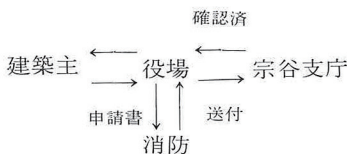
◎**沓形地区**……泉町の一部、本町、緑町、富士見町、日出町の全域（泉町元山林主事官～市街～タネトンナイ橋）

◎**仙法志地区**……本町全域、政治一部（本町元村境界（診療所）～政治開発事務所）



□確認申請の流れ

○着工前



確認がおりるまで、10日間前後かかるので早目に提出するようにして下さい。

○完了時



- ④図面……附近見取図、配置、各階平面図、仕上表各三部、立面図、各伏図等。
- ⑤収入証紙ちょう付用紙（証紙を貼った後、割印する事）

□確認申請の注意事項

1. 無確認で建築物を建築しますと工事の中止、撤去等があり得ますので申請をし、確認を得てから工事を着工すること！
事前着工のないように！
（工事着工してから確認申請を提出する方があります。この様なことのない様、充分注意し、申請は早目に行ってください）
2. 申請図面どおり建築すること。着工前に建坪、間取り等を充分検討したうえで申請し、後で変更する時には、再度申請を出す様にして下さい。
3. 工事現場には、必ず確認済の標示板を掲示すること。（標示板は、役場にありますが1枚200円）
4. 工事が完了したら、すぐ完了届を提出すること。

□確認申請時には、次の書類を提出しなければなりません。

- ①申請書（正・副各一部）
 - ②建築計画概要書
 - ③工事届
- ①②③役場にありますが。一組 200円



工事中の注意事項

建設課

家の新築、改築等の工事を実施する場合には次の点に十分注意して下さい。

敷地と道路等の関係

道路沿いに建てる場合には、特に道路敷地と民有地との境界に注意して下さい。又、敷地内に道路用地がある場合もあり建築される場合には、一度、町の連絡図等で確認して、後でトラブルのない様にして下さい。

工事に伴う道路占用について

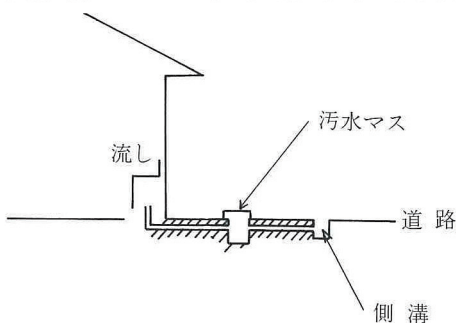
道路又は、歩道等の一部を占用して工事をする時には、役場へ道路占用届を提出して許可をうけて下さい。又、通行人等にけがのない様、注意を払い工事をして下さい。道路上に無断で建築資材等(木材、砂等)を置きますと交通のじやまになりますので注意して下さい。

水道管等の破損について

道路沿いに建築される場合は、根堀等の際に、水道管等には充分気をつけて工事をして下さい。もし不審な点がありましたら、役場へ問い合せて下さい。

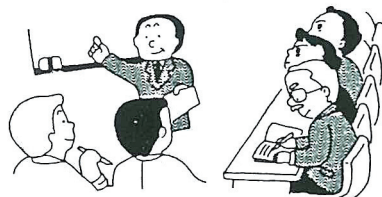
家庭排水の処理について

現在は、家庭排水を直接、側溝等へ流していますが、新築される場合には、必ず汚水マス等を設け、上水だけを流すなどの措置をして下さい。又、水洗便所の放流は認めていませんので、便所は、必ずくみ取りして下さい。



巡回職業相談のお知らせ

雇用保険の資格決定及び職業相談紹介を次のとおり行いますので該当者は必ず受けてください。



仙法志地区

▷ 日 時

- 4月11日 午後1時～午後5時
- 4月12日 午前9時～正后

▷ 場所→公民館

沓形地区

▷ 日 時

- 4月12日 午後1時～午後5時
- 4月13日 午前9時～11時

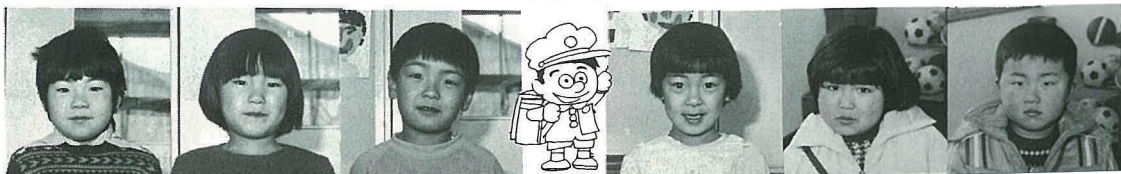
▷ 場所→保健福祉館

東利尻町

- 鬼脇地区
 - 4月18日 午後1時～午後5時
 - 4月19日 午前9時～正后
 - 鬼脇公民館
- 鴛泊地区
 - 4月19日 午後1時～午後5時
 - 4月20日 午前9時～11時
 - 鴛泊開発センター

あなたです！
火事を出すのも防ぐのも

春の全道火災予防運動
4月20日～5月9日まで



りしりの博物誌



私たちの日常生活の身のまわりには、さまざまな道具があります。それらの道具あるいは物は、日常生活の必要から技術的に作り出されたものです。それらはその用途によって次のように分けられます。

- (1)衣食住に用いられるもの
- (2)生産・生業に用いられるもの
- (3)交通・運搬・通信に用いられるもの
- (4)交易に用いられるもの
- (5)社会生活に用いられるもの
- (6)信仰に用いられるもの
- (7)民俗知識に関して用いられるもの
- (8)民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好



に用いられるもの

(9)人の一生に関して用いられるもの

(10)年中行事に用いられるもの



このようにみると、私たちの日常生活の身の回りにある物すべてを指し示していることがわかりますが、日常生活に即したものであるだけに、便宜にしがたがって改廃されるものが多く、時代の流行によって捨て去られるものが多くあります。

したがって、ものを収集し、調査、研究するということは地域の生活を探るために必要なだけでなく、これからの私たちの生活のあり方を考えていく上でも不可欠なものであるといえます。

利尻は、明治30年代から北海道本島あるいは本州からの開拓移住が本格的に進みますが、それにと

もなつて、生活用具類も持ち込まれました。それらのものは、現在に至る生活の過程のなかで、改廃

され捨て去られています。生活様式は刻々と変化し、古いものは徐

々に忘れ去られようとしている今日、それら利尻の発展の基本的な

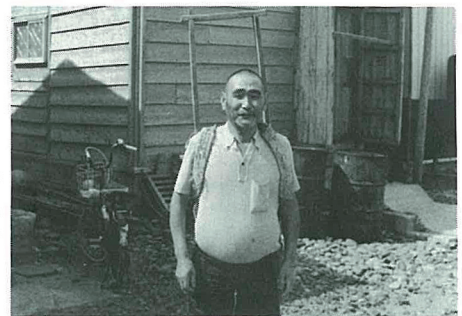
支えとして存在していた道具類を収集、調査し保存しなければ、私たちの先人が築いた利尻の歴史・文化を正しく理解・認識することにはなりません。

博物館ではこのような観点にたつて、博物館で今まで集めた資料をもとに「りしりの博物誌」として紹介し、ともに利尻の文化・歴史を考えることを企画しました。今回は、その第一回目として、「背負子(しよいこ)」を紹介し

背負子(しよいこ)

ものを運ぶ最も自然な方法は、人間自身を一個の荷役機械としてものを移動する方法である。

この方法には(1)頭上にささえるもの、(2)肩に担うもの、(3)背負うもの、(4)腰にさげるもの、(5)手にかかえるもの、下げるもの、(6)風呂敷があります。背負子は(3)背負うものに入りますが、この方法は人力による運搬法のうちで、もっとも広くおこなわれている方法です。この方法には、背負子のほかに、背負い縄、背負い袋、背負い籠、背負い梯子、背負い箱、背負い畚などがあります。つまり、背負子は、背負い梯子に属するもので、木製の枠に背負い縄を取りつけ、この枠を背中に当てる背負いの運搬具であります。この背負子の呼び方は地方によって様々で、北海道、関東、中部地方ではシヨイタ、



シヨイコ、シヨイバシゴ、シヨイダイ、セイタであり、近畿、中国四国地方はオイコ、オイタイ、九州ではカルイ、キカルイと呼ばれます。

利尻ではもっぱらシヨイコと呼ばれ、クワ・シラカバ・イタヤ・ナナカマド・松などを材料として自家製のものを使っています。

かつて、仙法志では薪を天塩から購入していましたが、この薪を運ぶのにこの背負子を使用することが多く、他のこまごましたものも、もっぱら背負子を用いました。しかし、この背負子もリヤカーが普及するにつれて徐々に姿を消し始め、現在ではめったに使われることはなくなりました。

あなたと保健室

肝炎………

これだけは守ろう！ 後編

さて、肝炎と診断された方のための日常生活前編は、いかがでしたか。今回は後編をお送りします。

一、コーヒーはいいが

香辛料は絶対ダメ

コーヒーでは、それに含まれるカフェインが問題となりますが、はつきりと肝炎に悪影響を与えるとは考えられていません。ですから、特に問題はありませんが、胃を悪くしないように気をつけて下さい。

次に香辛料ですが、これらの刺激物はそのまま吸収されて肝臓を痛めるであろうと考えられ、禁じられています。ただ、慢性肝炎で食欲を増すためには少量でしたらよいでしょう。ただし、急性肝炎や慢性肝炎で病気が進んでいる時、肝硬変症で食道静脈瘤があったり、尿量が少なくなってきたりしている時は避けるべきです。又、胃を悪くした時も避けて下さい。

二、タバコは

できるだけやめましょう

たばこは食欲を減退される作用がありますので、高たんぱく、高カロリーを要求される肝臓病患者には不適當です。また、肝臓の血液の流れも少なくなります。どうしてもやめられない人は、一日に数本程度にして下さい。



三、便秘は大敵

快食・快便に努めよう

便秘は腸内で古い便の腐敗を生じ、栄養素の腸からの吸収をさまたげたり、逆に有害な物質を吸収させることになったりします。普通はこれらの有害な物質は肝臓で解毒されるのですが、肝臓が悪いときには、これを完全に解毒することができず、肝障害がさらにひどくなります。だから、常に快便に努めて下さい。

特に気をつけたいのは肝硬変症の人で、有害物質が肝臓を素通り

して脳にいき、いろいろな脳障害を起こすことがあります。

便秘を防ぐためには、毎朝、排便の習慣をつけるとか、繊維の多い野菜や果物をとることです。

四、発病初期は

必ず安静を守る

運動は肝臓の血流量を少なくします。ですから急性肝炎の初期、あるいは慢性肝炎で黄疸があったり、血清GPTなどがかなり高いときには安静が必要です。急性肝炎の回復期に入ったら散歩などの軽い運動はよいでしょう。しかし、それもGPT、GOTが上がるようでしたら減らさなくてはなりません。

急性肝炎の回復期や慢性肝炎で共通していえることですが、日中一時間くらいは寝て安静をとるようになります。これは食物の消化と吸収をたすけるために必要です。

五、正しい生活、

習慣をとりもどそう

普通の慢性肝炎は、病状の軽いものから並べれば、慢性持続性肝炎、慢性肝炎非活動性、慢性肝炎活動性の三つに分けられます。

慢性持続性肝炎では、時には、GPT、GOTが高くなることもありませんが、少しくらいならアルコールと過労をしなければなりません。慢性肝炎非活動性は、ちつと気をゆるめると、活動性にむかいます。

慢性肝炎活動性は、入院をくり返すことが多いものと思っして下さい。

慢性肝炎は、症状の変化がゆるやかなので、患者としての自覚が失われがちですが、放置すると肝硬変症にまで進んでしまいます。従って軽症でも、月に一回は検査を受け、医師の指示を守って下さい。

肝硬変症は成人の死因の上位に入る病気ですが、社会復帰も可能です。しかし、酒はむろん、マージャン等による夜ふかしは厳禁です。

保健婦 平野…記



保健だより



国民健康保険の

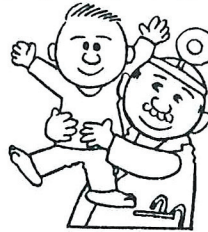
被保険者証が変わります

—五月一日より—

皆様が現在使用している国民健康保険被保険者証は四月三十日で期限となり、五月一日からは新しい被保険者証に変わります。

このため町では、次の日程で各地区をまわり更新事務を行いますので、必ず手続きをされますようお願いいたします。

尚、当日は現在使用している保険証と印鑑をご持参下さい。



「国民健康保険の手続き」

—資格と手続き—

◎届出はすみやかに

世帯に属する被保険者の資格に異動があったときには、世帯主は14日以内に届出をしなければなりません。

◎届出がおくれていると……

国保の被保険者であるかどうかは、世帯主の届出によってはじめてわかります。したがって、この届出がおくれると、いろいろな面で困ることになります。

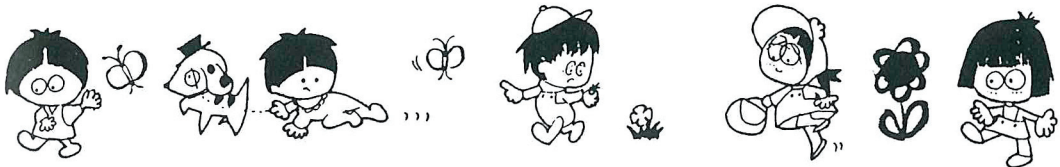
1. 病気やけがをした場合、保険治療が受けられません。
2. 届出がおくれればおくれるほど保険税がさかのぼって納めなければならないので負担を強く感じます。

◎こんなときには手続きを

1. 国保にはいる場合
 - イ. 転入したとき
 - ロ. 職場等の健康保険をやめたとき
 - ハ. 子供が生まれたとき
 - ニ. 生活保護をうけなくなったとき
2. 国保をやめる場合
 - イ. 転出するとき
 - ロ. 職場の健康保険にはいったとき
 - ハ. 死亡したとき
 - ニ. 生活保護をうけるようになったとき

出張受付日程表

月日	受付場所	受付時間	対象地区
4. 14	御崎自治会館	午前9:00~10:30	御崎
"	元村自治会館	午前10:35~12:00	元村
"	政治自治会館	午後1:30~3:00	政治
"	神磯自治会館	午後3:05~4:30	神磯
4. 15	長浜自治会館	午前9:00~10:30	長浜
"	久連自治会館	午前10:35~12:00	久連
"	寿の家	午後1:30~3:30	本町(仙)
4. 18	柴浜自治会館	午前9:30~11:30	柴浜
"	新湊自治会館	午後1:00~4:00	新湊
4. 19	種富町第3自治会館	午前9:00~11:00	種富町2、3
"	種富町第1自治会館	午前10:10~12:00	種富町1、富野
"	蘭泊自治会館	午後1:10~2:00	蘭泊
"	神居第1自治会館	午後2:10~3:10	神居第1
"	神居第2自治会館	午後3:20~4:20	神居第2
4. 20	泉町自治会館	午前9:00~12:00	泉町
"	保健福祉館	午後1:10~4:00	緑町・日出町
4. 21	保健相談室	午前9:00~12:00	富士見町・港町
"	保健相談室	午後1:10~4:00	本町(沓)



保健だより

「明日の幸福、明るい家庭は健康第一」 ＝健康診断は必ず受けましょう＝

結核検診の実施

利尻町と稚内保健所では、昭和五十八年度のレントゲン車による無料結核検診を次の日程で実施致しますので、
該当者は必ず受診しましょう。

◎対象者

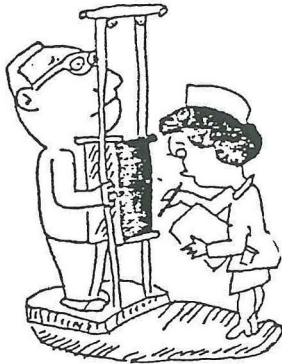
一般住民（但、小学校一年生、中学校二年生ツベリクリン陽性者を含む）

◎検診料

無料です。

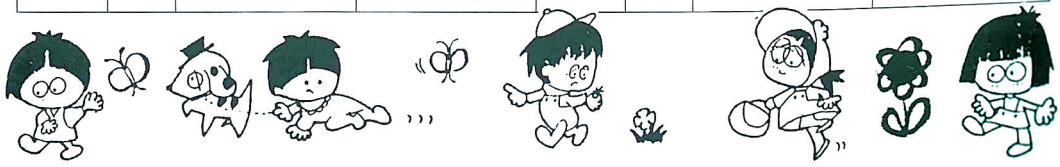
◎その他

- ① ホック類がついている物は脱衣しなればなりませんのであらかじめこれらのない物を着用して下さい。
- ② この検診は、結核予防法により必ず受けなければなりません。
- ③ 精密検査を必要とする方には、後日個人宛通知します。



レントゲン撮影実施日程表

月 日	曜日	時 間	場 所	月 日	曜日	時 間	場 所
4. 22	金	午前 9:00~9:50	沓形小学校	4. 26	火	11:10~11:50	田尻忠司宅前
"	"	9:55~10:40	利尻保健所	"	"	午後 1:20~1:40	葛西三郎宅前
"	"	10:45~11:45	稚内保健所	"	"	1:55~2:25	石上武宅前
"	"	午後 1:10~2:20	依田京子宅前	"	"	2:35~3:00	菅原秀夫宅前
"	"	2:30~3:00	不破保宅前	"	"	3:10~3:30	松谷威和宅前
"	"	3:10~3:40	利尻電業裏	4. 27	水	午前 9:20~9:40	久保田広一宅前
"	"	3:50~4:20	利尻歯科	"	"	9:50~10:20	久連小前
4. 25	月	午前 9:20~9:35	福原勇夫宅前	"	"	10:30~10:50	工藤与三郎宅前
"	"	9:45~10:00	入講正一宅前	"	"	11:00~11:20	畑宮加工所横
"	"	10:10~10:30	能村勇宅前	"	"	11:30~12:00	藤井信幸宅前
"	"	10:40~11:10	新湊小学校前 新湊自治会館	"	"	午後 1:10~1:40	原崎保宅前
"	"	11:15~11:50	新湊荷捌所	"	"	2:05~2:45	仙法志漁組前
"	"	午後 1:20~2:00	加藤孝三郎宅前	"	"	3:00~3:20	藤井庄太郎宅前
"	"	2:15~2:45	山本敏宅前	4. 28	木	午前 9:30~10:20	(仙法志小中生徒) 公民館前
"	"	3:00~3:10	利尻町碎石	"	"	10:30~11:50	町村春二宅前
"	"	3:15~3:45	後藤吉春宅前	"	"	午後 1:20~1:50	中川俊治宅前
"	"	3:50~4:20	川代優宅前	"	"	2:05~2:35	高橋東一郎宅前
4. 26	火	9:10~9:40	沓形漁組前	"	"	2:50~3:20	町村幸司宅前
"	"	9:50~10:20	宗谷バス前	"	"	3:35~4:00	三上晃太郎宅前
"	"	10:30~11:00	惣万組前				



郵便局だより

◎ 四月二十日は通信記念日です

郵政省では、新式郵便制度が実施された明治四年四月二十日（旧暦三月一日）を記念して、昭和九年から毎年この日を「通信記念日」と定め、記念式典のほか郵政省の業務に顕著な貢献された方々及びすぐれた功労があつた職員等の表彰や各種行事を行っています。

今年は第五十回を迎えますが、これにちなんで次のような行事を行います。

・ 郵便週間

郵便事業に対する理解を深めていただくため、四月二十日から二十六日までの一週間を「郵便週間」とし、「一日郵便局長」や「一日郵便外務員」として著名人などを郵便局に招待したり、郵便教室などを開催します。

・ 切手趣味週間と全日本切手展
郵便切手収集趣味の健全な普及を図るため、四月十九日から二十五日までの一週間を「切手趣味週間」とし、郵政省及び（財）全日本切手普及協会、日本郵便連合の共催で、「全日本切手展」が四月十九日から二十四日まで東京・大手町の通信総合博物館で開催され

るほか、全国各地で切手展や各種記念行事が行われます。

郵政省では、この週間にちなんで特殊郵便切手を四月二十日に発行します。

・ ポスト愛護週間

郵便ポストに親しみ、より大切に扱っていただくため、四月十四日から二十日までの一週間を「ポスト愛護週間」とし、期間中には（財）全国切手剥離協会主催、郵政省後援のもとに、同協会会員や郵便友の会員などの協力を得て、ポスト感謝祭やポスト清掃などが行われます。

◎ 郵便小包のご利用を

四月は進学や就職のシーズンで、学校や職場で人生の新しいスタートを切られた方も多いことでしょう。皆さんの親せきや友人、知人の中にも、故郷を離れて進学や就職された方も多いこと、思われます。そのような方へ、お祝いの手紙に添えてふるさとの味や香りを包んだ、まごころいっぱい郵便小包をお送りになってはいかがでしょうか。郵便局では、皆さんの心のこもった郵便小包を航空輸送などによりスピードアップしてお届けしています。身近な輸送手段として、どうぞ郵便小包をご利用ください。

駐在所・防犯だより

事件事故 見たり聞いたら110番

一一〇番は、警察に事件事故の発生を緊急に知らせる電話です。

事件事故に「あつたり」、「見たり、聞いたり」した場合、すぐにダイヤル一一〇番してください。

一一〇番は早ければ早いほど効果がありますので、落ち着いて正しくかけることが大切です。

一一〇番はあなたの声の交番です。

一一〇番は、いつでも、どこでもあなたの身近にある「声の交番」です。

「事件や事故を見たり聞いたり」した時には、すぐに一一〇番で知らせてください。

◎ まよわずぐに一一〇番

「変な人がいる、危ない遊びをしている、犯人がいる」などの時は、ためらわず一一〇番してください。早ければ早いほど皆さんの安全が守られます。

◎ 一一〇番に知らせることがら

- ① 何があつたのか
- ② いつ、どこで
- ③ どんなことが
- ④ 犯人は

駐在所・防犯だより

- ⑤ 犯人が逃げた方向と手印
- ⑥ 被害者の状況
- ⑦ あなたの住所と名前
- ⑧ あなたのかけている電話番号

事件事故との関係
一一〇番の「いたずら」電話はやめましょう。

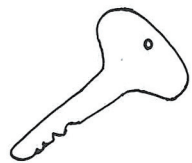
一一〇番は、事件事故がおきたときにパトカーや警察官が一刻も早く現場に行き、みなさんの安全を守るための電話です。

いたずら電話は、みんなが迷惑しますのでやめましょう。

一一〇番は緊急通報用の電話です。

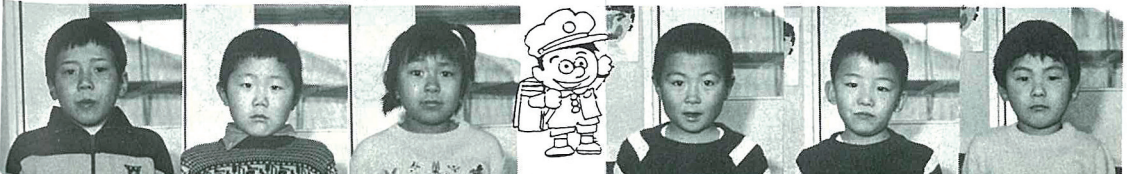
急がない用件や相談ごとは、近くの派出所か駐在所に電話するようにしましょう。

110番を積極的に利用しよう



気候もよくなり、心がうきうきする春。なにかと外出する機会が多くなりますが、お宅の戸締まりはいかがですか！
空き巣ねらいは、カギのかけ忘れなど、ちょっとしたスキをねらっています。

お出かけのときは、まづカギをかけ、近所に「ひと声」かけてから出かけましょう。



家庭における 省エネ対策

（毎日一日は
省エネの日です）

……わたしたちがふだんの生活で、注意したい口のチエツク……
……ポイントをいま一度確認しましょう……

①暖房温度は適正ですか

②こたつや部屋の保温に心がけて
いますか

③ストーブは、きれいに手入れを
していますか

④あかりはこまめに消していま
すか。ほこりなどたまっていま
せんか

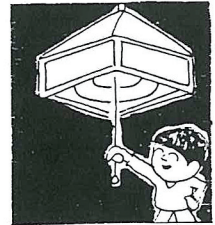
⑤テレビがつけばなしになってい
ませんか

⑥冷蔵庫の置き場所は適正ですか

⑦洗たくは上手に、していますか

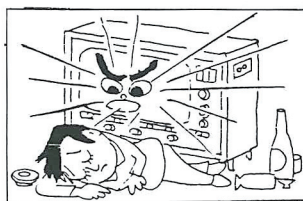
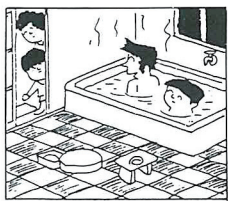
⑧掃除機にゴミがたまっていま
せんか

⑨ガス湯沸器の口火は、つけばな
しになっていませんか



⑩風呂は、家族がまとまって次々
に入るようにしていますか

⑪通勤・レジャー用に自動車を利
用するのは、なるべくやめるよ
うにしていますか



昭和58年度 免許更新新時講習の日程決る

昭和五十八年度利尻町において
実施する、免許更新新時講習の日程
が次のとおり決まりました。

この免許更新新時講習は、免許更
新する際、必ず必要なことで、こ
れを受けてない方は免許証を受け
取ることが出来ない場合があります。
又、この免許更新新時講習は一回
受けますと、一年間有効となりま
すので該当される方は、早目に受
講されますようお願いいたします。

尚、開催日については、その都
度「広報りしり」にてご案内いた
します。

- 一回目：五月二十五日
 - 二回目：八月二十五日
 - 三回目：十一月二十五日
 - 四回目：二月二十五日
- ◎開催場所
五月、八月、二月、保健福祉館
十一月 仙法志公民館



自家用バス使用して行う 貸切バス経営類似行為の防止

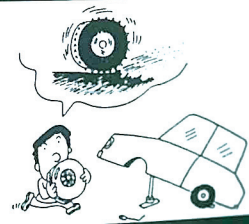
自家用バスは「その使用者のた
め」にのみ使用するものでありま
すので、有料（燃料代又は使用料
等も含みます）で自家用バスを利
用したら、無料であっても反復継
続することは法律で強く禁じられ
ております。

また、レンタカーであっても、
運転手付きで借りますと、いわゆ
る白バス行為となり違反となりま

このようなことから違法なバス
を利用しないよう御注意願います。
なお、違法な自家用バスを利用
していて不幸にも事故にあった場
合には、賠償問題等（任意保険が
支払われない等の問題があります）
が非常に面倒になります。
・違法な自家用バスを
利用しないようにしましょう

雪が消えたら 「スパイクタイヤ」の使用はやめよう

- 雪のない道路での使用は、
- 制動距離が長くなります。
 - 舗装路面を傷めます。
 - 騒音を発し、沿道住民にめいわくをかけます。



さわやか 君

西村宗



氏名 保護者 続柄 住所
田原 祐大 滝雄 長男 泉町
田中 将 良和 長男 富士見町
葛西 華苗 圭吾 長女 泉町

お誕生おめでとう
うらやま



戸籍の うごき

自2月1日
至2月28日

氏名 年齢 住所
松山 翠 七三歳 蘭泊

おくやみ
申し上げます



このたび、稚内市株式会社中田組（社長中田豊彦）から、金百万円の寄付がありました。町では株式会社中田組の善意に感謝し有意義に使用する予定であります。

株式会社 中田組より 寄付

雇用保険の認定日のお知らせ

- 短期特例(50) 受給者
4月の認定日は、土日、14日、21日、28日
- 一般受給者
4月の認定日は、6日



私の交通安全一言



緑町 佐孝直美さん (保母)

私は職業がら、登降所時間に救急車の音がすると、子供達が交通事故にでもあったのではと「ドキッ!」としてしまいます。

毎日のように「車につけてね」と降所時に子供達に言うのが口ぐせのようになっていますが、どれだけ実際に子供達がきちんと交通ルールを守っているのかわかりません。やはり、子供は子供です。回りの大人が注意をし気をつけてあげなくてはならないと思います。

最近では若い方の乱暴な運転が目につきますが、「あんなにスピードを出してこのせまい利尻島をどこへ行くのか」とあきれしてしまいます。自分が事故をおこして怪我するのは自業自得ですが、それに巻き込まれたりしてはたまりません。本当に気をつけてほしいと思います。交通事故は運転者側ばかりが一方的に責任があるとは言えません。私達、歩行者側も交通ルールを守り、お互いに気をつけていかなければならないと思っています。

